

小田原漁港1号多目的広場利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原漁港1号多目的広場（以下、多目的広場）の利用について、必要な事項を定める。

(利用時間)

第2条 多目的広場を利用できる時間は7時から21時までとする。

(行為の禁止)

第3条 多目的広場内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること
- (2) 木材を伐採し、又は植物を採取すること
- (3) 土地の形質を変更すること
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること
- (5) 貼り紙もしくは貼り札をし、又は広告を表示すること
- (6) ごみその他の汚物を捨てること
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること
- (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置くこと
- (9) ペットの放し飼い、ペットの糞を放置すること
- (10) 近隣や他の利用者に迷惑となるような騒音等を発すること
- (11) 公共施設の利用方法として適切でないと西部漁港事務所長（以下、所長）が判断するもの

(行為の制限)

第4条 多目的広場内において次に掲げる行為を行う場合は、所長に届出なければならない。

- (1) 物品を販売し、又は配布すること
- (2) 業として映画若しくは写真の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音、録画若しくは放送を行うこと。
- (3) 興行を行うこと
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、多目的広場の全部又は一部を独占して使用すること
- (5) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと
- (6) 焚き火、花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること
- (7) 多目的広場の利用時間外に利用すること。

2 前項の届出をしようとする者は、行為の目的、行為期間、行為場所又は多目的広場施設等を記載した届出書（様式1）を所長に提出しなければならない。

3 第1項の届出をした者は、届出内容を変更しようとするときは、変更事項を記載した届出書（様式1）を再度所長に提出しなければならない。

4 所長は、第2項または第3項の届出があった場合、多目的広場の管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。

附 則

1 この協定は、令和2年8月3日から施行する。